

中惟後期ケルン空間の流通と制度：シュターペル研究序説(2)

田北, 廣道
九州大学経済学部：教授

<https://doi.org/10.15017/4363590>

出版情報：経済學研究. 65 (5), pp.49-66, 1999-03-31. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

中世後期ケルン空間の流通と制度

—— シュターペル研究序説(2) ——

田 北 廣 道

目 次

はじめに

I. 学説史的概観；古典学説からの警鐘

(1) ゲンネンヴァインの所説

(2) クスケの所説

(3) 俗説の独り歩き；最近の大市研究を例として（以上、前号）

II. シュターペルの動態分析に向けて（以下、本号）

(1) シュターペルの物的・人的条件

(2) 社会諸層の合意の重要性；1475-1494年ケルン流通税史からの教訓

(3) 社会諸層の合意のための経済的条件；ケルンの「高次の分配機能」

むすび

文献目録（前号）

II. シュターペルの動態分析に向けて

本章では、中世後期ケルン・シュターペルに関連した豊富な伝来史料のなかから、類型を異にする代表的な史料数点を選び出し検討することで、シュターペルの円滑な機能にとって必要不可欠な前提条件を考えてみたい。

(1) シュターペルの物的・人的条件

1472年3月ケルン当局は、都市財政の最高責任者であるレントマイスター宛に次の内容の書簡を送った。「先頃、都市マインツのシュターペ

ルをめぐり我らの親愛なヘルであるマインツ選帝侯・プファルツ選帝侯・彼らの評議員との間で協議が行われると、（マインツの取引所長官）ハインリヒ・ファン・ベーケが我らに知らせてよこした。我らの都市特権・自由をめぐっても、上部ドイツ・低地諸邦の商人や船主から同じ問題（苦情）が寄せられており、それについて教示をうけ、そして我らのシュターペルに適用できるものがあると考え。貴兄らは、その協議に参加して（選帝諸侯の）評議員やその場に参列する人々と話し合いの機会をもち、我らの都市特権・自由についての記憶を呼びさますように努力願いたい。貴兄らは、我らが都市特権・自由に基づきシュターペルを再建したいと考えていることを、十分理解すべきである」（Kukse-II, 276）と。この書簡は、15世紀後半ケルン当局がシュターペルの再建を重要課題と見なしていたこと、したがって、シュターペルは、通説の主張とは違って、1259年ケルン大司教による特権発給といった、ただ一度の法行為によって確立する性質の制度ではなかったこと、を雄弁に物語る史料として注目される。文書の発給主が皇帝であれ選帝侯であれ、特権を振り所にするだけでは、シュターペルの正常な機能は望むべくもなかった。その点は、1497年11月4日付けのケルン当局からライン選帝諸侯宛の書簡において、先に引用したように、「賞賛すべき法令や制定法を見つけたり作ったりするだ

けでは十分ではなく、むしろそれらをどのようにして遵守させるのか、どのようにして行使すべきかを考慮すべきである」(Ebenda. 755-6)と印象的に表現されていた。

ところで、1472年4月8日付けのケルン・レントマイスターからマインツ取引所長官宛の書簡から判断するかぎり、この会談への参加は実現せず(Ebenda. 277)、残念ながらこの時期シュターペル再建のために何が必要と考えられていたのか、正確なところは分からない。しかし、都市マインツ当局がこの会談向けに用意した、「ライン諸都市のシュターペル一覧」と題する史料は、マインツを中心としながらも、ケルン、シュトラスブルク、シュパイエル、ドルトレヒトの4都市の状況を各都市当局による実情報告の形で載せており、本論の問題にとって興味ある証言を含む。とくに、ケルンに関係する2項目のうち1項目は、ケルン当局がシュターペル法のもとにどのような内容を理解していたのか、その行使のためにどのような施設を必要と考えていたのか、の2点に言及しているのので、抄訳を紹介してみよう。「ケルン市民(当局)は、シュターペル法を様々な点で堅持している。余所者は市民以外の余所者にたいし葡萄酒を販売してはならないし、また荷車に積んで都市ノイスまで運ばれた財貨は、それより先ケルンまで荷車を使って運ぶべきであり、船に積替えて運ぶべきではない(違反発覚時に財貨は返送処分とされること)。ケルン市民は取引所、起重機、毛織物会館などシュターペルに付属するもの(施設)をもっている」(Kuske-II, 279)。

まず、シュターペルの内容と理解されていたのは、15世紀第4四半期ノイスとの商業抗争勃発によって最大の原因となった「荷車から船への積替え」の禁止を除けば、余所者同士の葡萄

酒の直接取引を禁止した「ガスト・レヒト」にすぎない。なお、このガスト・レヒトは、葡萄酒に劣らず市民生活に不可欠な穀物の場合、「穀物計量官」の立ち会いのもと取引が行われていた事情も手伝って、18世紀まで堅持されていたと言われている(田北 1997c, 62)。この場では、シュターペルの再建が懸案とされていた1470年代初頭に、俗説の想定する、商人の出自と商品種を問わない「通過・販売・積替え強制」体系は、問題ともなっていない事実注意到した。

他方、シュターペル関連施設としては、荷物の積降ろしと積替えに必要な起重機、および荷物の検査・徴税・貯蔵・販売に利用される取引所が取り上げられている。しかし、これら施設は荷役・運搬・計量・検査・徴税などに従事する多数の人員の配置があつて初めて機能したことを、忘れてはならない。14世紀に4台確認できる起重機を例にとって人的組織を略述すれば、次の通りである(Kuske 1914, 7-19)⁸⁾。全体の統括者は、起重機と付属用具の管理から、記録簿作成・都市会計局への報告をはじめ管理責任者の役割を担う起重機係 Kranmeister と起重機書記 Kranschreiber である。彼ら都市役人の指揮下に起重機の操作、荷物の積み降ろし、荷物の積替え・運搬、起重機利用手数料の請求・徴収など各種の現場作業に従事する労働者が働

8) W. シュタイン編の法制・行政関係の文書集から読みとれる限りの起重機関係の伝来史料は、表-7にまとめておいた。その分析は別の機会に委ねることにし、この場では、①手数料・アクチーゼの徴収から施設の管理・運営にいたるまで、しばしば請負に出されていたこと(表-7のNo.3, 6, 8, 12, 15)、②ゲンネンヴァインからシュターペル再編期と見なされている、14世紀末から伝来史料数が急増するとともに、1470年代の起重機監視官の設定に見えるような質的充実もはかられ(表-7のNo.17, 20, 21)、質・量両面から制度整備が大きく進展したこと、の2点を指摘しておきたい。

いている。彼らは、起重機の動力源となる車軸の操作係 Radeknecht, 荷物の積み降ろし作業の責任者である起重機鎖係 Kettenknecht, および荷物の積替えと倉庫までの運搬を担当する起重機労働者 Kranenarbeiter から構成されており、16世紀に起重機関係の人員は約50名を数えたという。それ以外の取引所・市場・河港関係の都市役人・労働者は、それぞれ特定の持ち場を与えられて「棲み分け」していたが、この時期総数は、既述のように400-500人にもものぼっていた (Ebenda. 72)。

以上のようなハード面の条件が15世紀のうちに整わなければ、国王・大司教発給の特権はあってもケルン・シュターペルが機能しなかったことは間違いない。しかし、このハード面の条件だけでは、まだ十分でなかった。むしろ、それよりはるかに大きな意義をもったのは、ケルン・シュターペルと直接に利害関係に立つ周辺諸侯・都市による合意・了解にほかならなかった。この点は、1475年皇帝フリードリヒ3世発給の特権に基づきケルンに開設された、ライン流通税がわずか20年間で廃止に追い込まれた事実を想起するとき、ただちに明らかとなる。以下、次節では W. ヨーンの古典的論考に沿ってケルン流通税が辿った運命をシュターペルと比較しつつ概観し (John 1889), シュターペルの正常な作動にとり不可欠な条件として社会諸層の合意の重要性を浮き彫りにしていく。ただ、その前に言及しておきたいことがある。

それは、これらハード面の条件整備と既述の「通過・販売・積替え強制」体系としてのシュターペル概念が結びつくことで、15世紀後半には「水も漏らさぬ」物的・人的・法的体制が敷かれて、あたかもケルンへの寄港なしにライン河を航行することは不可能だった、とみなす見

解が流布しているからである。いや、それより先、1259年ケルン大司教による特権追認以降について、その種の見解は広く共有されている。例えば、I-(1)において触れたように、12世紀前半下ライン地方の商人・船主によるケルン以南(上流)地域との直接取引の史料証言を拠り所にしてシュターペルの欠如や不徹底を主張する立場が、それに当たるが (Gönnenwein 1939, 18, 97; Stein 1911, 192), その暗黙の前提となっている「シュターペルが徹底すれば自由な航行なく、徹底しなければ航行はすべて自由」という「オール・オア・ナッシング」の命題こそが、問われねばならないのである。伝来史料から2つの疑問を挙げてみよう。

まず、ライン河をケルン前面で完全に封鎖して航行船舶すべてに通過・販売・積替え強制を課すことは、河幅・流速を考慮するとき技術的にも容易ではなかった。15世紀後半ゲルデルン大公領民によるケルン市民所有の財貨没収をきっかけに発生した商業抗争に際し、ケルン当局はきびしい報復措置に踏み切ったが、この関連で1465年10月-1466年2月、1470年7月-1471年1月に伝来する市参事会法令・財貨没収記録が、その点で興味深い情報を提供している (Kuske-II, 162-78, 232-46)。

ケルン当局はライン河上で完全な臨検体制を敷くために、ケルン対岸の都市ドイツ側に杭打ちをして舟曳道の利用を左岸に限定し、同時に昼夜を問わず兵船を配し、さらに不法通過船を威嚇するために大砲まで設置した。そのためには莫大な費用を要している。総勢80名を越える兵員の給与だけでも一日当たり70マルクを越える勘定になり、船舶・武器調達費などの費用を合わせれば、1466年6月の会計報告に挙げられた総収入6712マルクのうち2825マルク (42%)

にも達している (Ebenda. 178)。しかし、ライン河の封鎖のために必要とされたのは、この莫大な貨幣支出に留まらない。1465年10月12日ケルン当局は、この報復措置の事前通告のためライン選帝諸侯を筆頭とする諸侯・司教・都市当局宛に42通もの書簡を送って理解を求めている。通常と異なる厳格な体制を敷くためには、彼ら利害関係者の了解が不可欠だったのである。

次に、上の第一点と関連して、「シュターペル」法のもとでも船舶の往来は、完全には規制されていなかった。何よりも、上述の財貨没収記録に記された財の所有者・船主、財の種類、積込み地・目的地、したがって実際のヒト・モノの流れから判断する限り、シュターペルはライン河上・下流域の商人・船主の往来にとって決定的な障害とはなっていなかったようだ。事実、1489年ユリヒ・ベルク大公のドルマーゲン流通税徴収所の新設に対しケルンが寄せた苦情書は、「ノイス商人（船主）は、上記のような（ミュルハイムやニール近くでの）財貨の積替えや積替え後の運搬を行わない場合、（都市）ドイツ側をポルまでケルンを迂回しつつ遡航しており、そのことからケルン・シュターペルは崩壊し、アクチーゼも大きく減少した」（Kuske-II, 573）と、対岸側の航行が頻繁に行われていた様子を伝えている。また、1497年10月都市ノイスからケルン宛の苦情書は、都市ドイツ側を航行していた数名のノイス船主の口を通じて、ケルン役人の発した接岸命令の不当性を糾弾さえしている（Kuske-II, 737-8）。すなわち、都市ドイツ側の航行は、ドイツの都市領主である「ケルン大司教の高権（ライン水流の最高権者 *oversten der Rynstroums*）」（Kuske-II, 741, 749）のもとに行われる合法的な行為だったのである。このような法制的裏付けをもったケルン対岸側の

航行を、例外と片づけることは許されまい。

(2) 社会諸層の合意の重要性；1475-1494年ケルン流通税史からの教訓

ケルン流通税特権の発給の前史をなす、ノイス戦争の概要紹介から始めよう（John 1889, 9-18）。1473年ケルン大司教ループレヒトと領内諸身分の関係は、後者がヘッセン方伯ヘルマンを大司教領の庇護者・摂政に指名してから急速に険悪化した。その後、都市ケルンが諸身分側の軍事支援を決定したとき大司教ループレヒトはいっそう危機感を募らせ、1474年3月ブルグント大公のカール豪胆公との同盟締結に踏みきる。ブルグント大公は、大司教領の庇護者として1474年7月大司教領内に進攻し、同月末から11か月間にわたる都市ノイス攻囲戦の火ぶたが切って落とされた。このノイス戦争に際し都市ケルンの提供した支援は、兵員の派遣にというよりは、むしろ財政支出に向けられている。その総額は、ケルン都市当局者の言葉を借りれば「40-50万グルデン」（Kuske-II, 742）にも達し、とくに、その大半が「定期金」（都市公債）販売によって調達されたため、都市財政を一時的に圧迫しただけでなく、アクチーゼ依存型の財政構造とも相まって市民大衆の生活を長期にわたって苦しめることになる。1481年と1513年に発生した「市民闘争」が、アクチーゼの軽減と定期金率の引き下げを強く要求したのも、そのような状況を反映している。

ところで、皇帝フリードリヒ3世は、都市ケルンがノイス戦争に際し帝国に示した格別の「骨折り、労苦、出費」に鑑みて、1475年5月24日下記の内容の流通税徴収特権を付与した。「朕は熟慮の後に決断をもって、また朕らのもとに参集した多数の選帝諸侯、君侯、伯、ヘル、

忠実なる者たちとの時宜を得た協議の後、彼らの了解をうけて、ケルン市長・市参事会にたいし、彼らの行った膨大な出費・貸付と彼らの被った損害の補填のために特別な温情と自由を与え、神聖ローマ皇帝のもつあらゆる権限により当文書を通じて次のことを知らせる。彼らは、今後永久に、ケルンの前面を通してライン河の上・下流に向けて運ばれる葡萄酒から、1 ツォル・フダー（それは2 フダーに相当する）につき2 グルデン2 トゥルノーゼンを、そして葡萄酒以外の商品・財貨からは、ライン河沿いの他の場所で流通税（徴収）において慣習となっているように、ツォル・フダーの葡萄酒を基準にして重量・数が換算されたところの金額を徴収すべきである」（John 1889, 59-60所収の史料による）。皇帝フリートリヒ3世は、帝国防衛戦争への献身的な支援のため財政逼迫に陥った都市ケルンの救済を目的として、帝国諸侯・諸身分の了解のもとにケルン流通税徴収特権を発給した点を確認しておきたい。

このように流通税徴収にとって正当な理由があり、また少なくとも形式的には、帝国諸身分の同意のもとに皇帝特権が発給されたにもかかわらず、ケルン流通税はその直後から周辺諸侯・都市の激しい反発を招くことになる。この時期ビンゲン・ケルン間のライン河沿いだけでも11カ所を数える流通税徴収所の乱立ぶりは、流域の諸侯・都市の間に商業・交通の負担増につながる徴収所新設を嫌悪する気分を生み出していた（Ebenda. 12）⁹⁾。1476年には流通税徴収

に同意したはずの周辺諸侯・諸都市からも非難の声がわきあがっている。マインツ・トリーア・プファルツの選帝諸侯は、領民に重圧となっているケルン流通税の撤廃をつよく要求し、帝国都市アーヘンとデュースブルクは皇帝特権を抛り所にして流通税免除を要求した。1497年ケルンの都市当局者をして「彼らの思い違いに端を発した苦情が23年前に寄せられていれば40-50万グルデンの出費を節約できたであろうに」（Kuske-II, 742）と、まで言わしめた都市ノイスも、1476年これら苦情者の隊列に加わる。しかし、1475年9月皇帝フリートリヒは「ケルン市長・市参事会による流通税徴収の誠実な運営を保護し庇護する」（John 1889, 65）との名目のもと、流通税収入のうち毎年1500グルデン——1476-1493年の収入の13-50%を占める——の取り分を請求しており、流通税撤廃の意志はなかった¹⁰⁾。

この事態の進行に業を煮やしたライン選帝諸侯（マインツ、トリーア、プファルツ）は、1487年9月ケルンの「ガッフェル」——既存のツunftを母体にして編成された市政官選出団体で1396年以降ケルン都市制度の根幹を形作ることになる——宛に書簡を送り、ケルン流通税がこ

き、ラント平和が機能していないことを理由として、その全廃をつよく要求している（Kuske-I, 276-7）。また、1430年ユリヒ・ベルク大公のツィンドルフ流通税徴収所の開設は、都市ケルンとケルン大司教の強い反発を招いた（Kuske-I, 277）。この流通税は、1426年ゲルデルン大公位の新継承者、ユリヒ・ベルク大公アドルフに対するゲルデルン諸身分による臣下誓約の拒否を理由に、国王が制裁措置として開設許可を与えたところの特権に基づいていたが（Lacomblet-IV, 208-9）、支払い拒否をうけており、見方によっては、1475-94年ケルン流通税の迎る運命を暗示しているともいえる。

10) その後、1486年まで皇帝取り分の定率化（総額の1/10-1/7）や一括払い額（27000グルデン）の確定などをめぐり、ケルン当局との折衝が続いたが、結局、折り合いはつかなかった（John 1889, 10-12）。

9) この時期ライン選帝諸侯やユリヒ・ベルク大公による流通税徴収所の新規開設の試みは、周辺諸侯・都市の頑強な反発に遭遇し大半は撤廃されている。例えば、1430年ケルンからケルン大司教宛の書簡は、後者がラント平和維持目的から設定したケーニヒスドルフの陸路流通税徴収の延長をはかったと

の地方の経済全体に与えてきた甚大な損害に注意を喚起し、またライン河の逆封鎖による対抗措置で威嚇しつつ、ケルン市参事会への働きかけを要請した(Ebenda. 68-9)。その翌月には同じライン選帝諸侯領の諸身分も、ほぼ同じ主旨の書簡を送っているが、その中で流通税・シュターペルが並べて論じられているので、抄訳を紹介しよう。「我らが、これまで莫大な損失を甘受してきたのも、貴兄らが(いずれ)次の状況を理解するものと考えたからです。我らがどれほど誠実に身をもって、また財貨によって都市ケルンとドイツ帝国 *duetscher nacion* を支援してきたのか、そして我らが今もなお日々莫大な損失を被っているのか、また(ケルン)上・下流域の住民たちも新設の流通税によって壊滅的な損失を受けてきたのか、さらにそれによってライン河と陸路(の商業・交通)が荒廃に陥り、地域全体にどれほどの不利益がもたらされているのかと。新設の流通税を撤廃して、貴兄らの以前の状況、すなわちシュターペル都市・商業都市 *staffel-ader kaufstat* に見あった状況で満足すべきです」(Kuske-II, 544-5: John 1889, 69-70)。この場では、流通税の撤廃が声高に叫ばれるのとは対照的に、シュターペルが容認されている事実、注意を促しておきたい。

ところで、この「ガッフェル」を通じたケルン都市当局への働きかけが失敗に終わると、ライン選帝諸侯の態度はいちだんと硬化する。1489年11月オーベル・ヴェーゼルで開催された会談の決定に基づき選帝諸侯は、コブレンツにおけるライン河の封鎖、コブレンツ・ツォンス区間の陸上輸送への切り替え、および運搬業者の負うべきケルン市民所有(共同事業)の商品を積載していない旨の誓約義務など、からなる報復措置に踏み切った。やがてヘッセン方伯も

それに加わり、ケルンの経済封鎖網はいっそう絞り込まれることになる。このような四面楚歌の状態に直面した都市ケルンは国王マキシミアンに仲裁の労を依頼するが効果はなく、選帝諸侯との直接交渉に乗り出す。このケルン・選帝諸侯間の交渉も妥協点の模索ではなく、流通税の「存続か全廃か」をめぐる平行線をたどった。1490年4月皇帝は布告を發布し、紛争解決の打開策を探るための時間稼ぎとして6月30日から10月13日まで流通税徴収の停止を命じたので、当面の正面衝突は回避された(John 1889, 70-71)。その間、1490年7月ライン選帝諸侯・ヘッセン方伯(ケルン大司教も合意)は、ライン封鎖地点をボンに移すことなどを主な内容とする新協定を結んで、都市ケルンへの圧力を強めた(Lacomblet-IV, 555-7)。このような動きに都市アーヘン、ニュルンベルク、アントウェルペン、フランクフルト(マイン)やザイン伯も同調したため、ケルンはますます厳しい状況に追い込まれた。ただ、このような窮状に当たってもケルン当局がとりうる手段は、皇帝への働きかけを通じて行う、選帝諸侯の制裁の取り下げ以外にはなかった。一例を挙げれば、1490年8月皇帝フリードリヒ3世はクレーフェ大公ヨハン宛の書簡において、ライン選帝諸侯・ヘッセン方伯によるケルン流通税徴収の妨害行為を糾弾しつつ、「(クレーフェ領内の流通税徴収所を通過し)上流に向かう商品・財貨をライン河を遡及してケルンまで運び、古くからの慣習にあるように、ケルンのシュターペルで積替え、流通税を支払うように」(Lacomblet-IV, 558)と、決まり文句で協力要請を繰り返している。

結局、1491年5月ニュルンベルクで開催された帝国会議において国王マキシミアンと摂政・アイヒシュタット司教ヴィルヘルムの仲裁

のもと和解が成立する。その主な内容は、1491年聖ヨハネ祝日（6月24日）から向こう3年間ケルン都市当局は流通税を徴収できるが、その間、ケルン・マインツ・トリーア・プファルツ選帝諸侯とヘッセン方伯に対して毎年5000グルデンを支払うというものであった（John 1889, 71-2）。ここに20年間にわたるケルンにおけるライン流通税徴収は、周辺諸侯・都市との長期にわたる紛糾と多大の貨幣支出を残しただけで幕を閉じたのである。

以上のような1475-94年ケルン流通税史の概観は、中世後期ケルン空間において流通関係の制度、とくにシュターペルが円滑に作動するために必要不可欠な条件を、別の角度から鮮明に照射してみせた。ケルンを結節点とした広域・地域的流通に直接利害関心をもつ諸侯・都市の合意・妥協がなければ、たとえ皇帝特権があっても、それら制度は正常に機能しえないのである。この点は、先に引用した1489年10月ライン選帝諸侯領の諸身分からケルン・ガッフェル宛の書簡における「流通税の拒否とシュターペルの容認」という対照的な反応から容易に読みとれる。そして、次なる問いは、それら諸侯・都市がケルン・シュターペルを容認せざるをえなかった理由は何か、社会諸層の合意獲得のための経済的条件は何か、ということになる。

(3) 社会諸層の合意のための経済的条件；ケルンの「高次の分配機能」

上の問いに対する解答を先取りして言えば、中世後期都市ケルンがヨーロッパ全体にわたる商業ネットワークに接合しながら担当する「高次の分配機能」の拡充にはかならなかった。以下、都市ケルンと国王・周辺諸侯・都市とそれぞれ作成主体の異なる史料3点の抄訳を紹介し

つつ、その見通しだけを述べてみよう。

第一の史料は、1441年国王フリートリヒ3世が都市ケルン宛に発給した特権状である（Lacomblet-IV, 339-40）。この文書は、この時期ケルン市民が帝国追放者（とくに、リエージュ司教領の諸都市・ブルグンド大公領民）と取引を行ったため、各地で受けた身柄拘束・財貨没収の停止の嘆願と関連し、次の2部から構成されている。前半部は、ケルンから国王に対する特権発給の嘆願に、そして後半部は、「食料・飲料を提供する帝国追放者・重追放者に対する安全護送」（Ebenda. 340）特権の発給に、それぞれ当てられている。

前半部、「その（ケルン当局による帝国追放者の保護を理由としたケルン市民への制裁の）結果、商人は排除され、都市ケルンの共同体全体の利益 *gemeiner nutz* は損なわれ、ひいてはケルンに多数集まる聖職者・俗人、貴族、この地方の土地者・余所者、なかんずく大勢が集う高等学校・大学校（の学生たち）は、なにも責任がないにもかかわらず、生活必需品、食料・飲料を奪い取られる結果になっている」（Ebenda. 339/40）。このケルン当局の寄せた苦情は、食料・飲料やその他の必需品取引におけるケルン市場の強力な吸引力と広範な影響圏を、そこに集う人々の多様な身分・階層と絡めて鮮明に表現している。

後半部、「朕の親愛な甥で選帝侯である高貴なケルン大司教ディートリヒは、以前も今回も朕らに嘆願し、また彼以外の聖・俗の選帝諸侯も、彼らの領民が前述の都市ケルンから食料・飲料の供給を受けているので、朕らに書簡を送り、前述のケルン当局（市民）の直面する窮状に御寛大な配慮を賜るようにと熱心に嘆願してきた」（Ebenda. 340）。安全護送状の発給にいたる

事情説明の文脈で挿入された、ライン選帝諸侯の寄せた嘆願書に関するこの一節は、次の事実を浮き彫りにして注意を引く。すなわち、15世紀前半ライン選帝諸侯の領民たちは、すでに食料品供給面でケルン市場に大きく依存していた。逆に、このような緊密な経済関係があったからこそライン選帝諸侯は、帝国追放者との取引を理由にケルン追及の急先鋒となっていたブランデンブルク辺境伯とは対照的に、ケルンに強く肩入れしたのである¹¹⁾。

第二の史料は、1489年5月ユリヒ・ベルク大公によるドルマーゲン（ツォンス南方数キロ）の流通税徴収所の新設をきっかけとして、ケルン当局が送付した苦情書である（Kuske-II, 572-3）。この流通税徴収所新設の試みは、既述のように、1489年前後から活発化してきたケルン流通税への報復措置の一環をなしているが、ケルン当局からは商品の流れをノイスに向かわせる最大の元凶と見なされている。

「ドルマーゲンにおける流通税徴収によりケルン・シュターペルとアクチーゼ収入は壊滅的な打撃をうけ、ケルン市民の生業も失われました。とくに、それまでケルンで財貨を積み込んだり受け取ったりしてきた、フェンロー、レールムント、マーストリヒト、リエージュ、アントウェルペン、ヘルツォーゲンブッシュ、グラーフエや他の諸都市の商人たちは、前述の流通税

を迂回すべく、ライン河の上・下流向けの葡萄酒や他の財貨をノイスまで運び、そこで荷車に積替えています」（Ebenda. 572）、「低地諸邦の商人たちは、鯨・塩・獣脂・バター・チーズ・麻織物や他の財貨を荷積みしたあと、それらをケルン・シュターペルに持ち込み、ケルンで積み替えることを常としてきた。しかるに、上記の流通税のために彼らは、それら財貨をノイスに運び込んだ後でライン河を上流に向けて航行するようになった」（Ebenda. 573）。この時期ケルンは、すでに低地諸邦と上部ドイツを結ぶ活発な商業活動にあつて、この地方最大の中継基地として不動の地位を占めていたのである。あるいは、上記の第一史料の証言と併せて考えれば、ケルン市場が上記のような食料・飲料に関して担っていた「高次の分配機能」は、15世紀前半にはライン選帝諸侯領全体を覆うまでに達していた、と表現しても間違いあるまい¹²⁾。

第三の史料は、1497年10月17・18の両日オーバー・ヴェーゼルで開催された、ケルン・シュターペルをめぐるケルン当局者とライン選帝諸侯（マインツ大司教）の評議会員との会談の議事録である（Kuske-II, 740-9）。この文書は、時間の進行を追って質疑応答の内容を克明に書き記した「速記録」の形式をとっており、とくに法令の解釈や苦情書への解答など同時代人のシュターペル観をふんだんに載せた第一級の史料となっている。次に紹介するのは、ケルンの広域的な「高次の分配機能」とシュターペルの不可分な結びつきに関して、ケルン市長 G.

11) 1423年リエージュ司教の遺産相続をめぐるリエージュ諸都市・ブランデンブルク辺境伯間に発生した抗争は、前者の帝国追放処分に導いた（CS-14, CCXXXIII-IV: Ennen 1869, 272-6; Kuske-I, 273-5）。ケルンは、これらリエージュ諸都市との取引を理由として1430年辺境伯から国王宮廷裁判所に召喚されたが、そこでの審理経過・判決を始め抗争の詳細は、拙稿「中世後期下ライン地方の流通と制度——15世紀前半ゲルデルン戦争期のケルン空間——」『商学論叢（福岡大学）』43-4, 1999（印刷中）を参照のこと。

12) 1454年シュパイエル宛の書簡においてケルン都市当局は、魚取引の不正に関する裁判権は「シュターペル所在地」にあると主張しており、この史料証言から判断する限り、15世紀半ばに魚シュターペルは、次第にその体裁を整えていたようだ（Kuske-II, 66）。

ヴェーゼルが行った答弁の一部である。

「我らの御寛大なヘルである選帝諸侯閣下と、全ての自由都市・帝国都市の商人・住人達が、ここで問題となっている賞賛すべき法令（1497年10月新シュターペル法令, Kuske-II, 735-7）についての詳細な説明をお聞きになれば、上部ドイツと行き来する人々も満足して、不満を漏らさなくなることをごさいます。なぜなら、この法令は、うるべき利益も少ない都市（ケルン）だけでなく、選帝諸侯閣下の領民と共同体のすべてにとって利益を与えるからであります。とくに、この法令のおかげで、下記のような財貨を運送し取り扱う人々が、欺かれることなく、ケルンにおいてはるか以前から今日まで享受してきたように、利益・福祉の増進を受けるからでございます。すなわち、『ヴェントグート(湿気を帯びて傷みやすい商品)』と干魚・塩漬け魚の取引(中継)拠点 heuftstat として、それら(容器)を開封して検査をとり行うことで、その種の財貨につきものの欺瞞の回避に努めてきたからであります」(Ebenda. 743)¹³⁾。

この答弁は、低地諸邦・上部ドイツを結ぶ商業の中継基地の地位にある都市ケルンのシュ

ターペルの重要性を、厳密な品質検査を通じた「公益」擁護の観点から論じている。しかし、それを実体のない、空虚な「うたい文句」と片づけてはならない。先に引用したように、1497年11月ケルン都市当局がライン選帝諸侯宛の返書のなかで、「賞賛すべき法令・制定法を見つけだしたり、作ったりするだけでは十分ではなく、むしろそれをどのようにして遵守させ、行使すべきかを考慮すべきである」(Kuske-II, 755)と主張するには、それなりの実績の積み上げがあったのである。主要なシュターペル対象品である鯀・塩・油・乳製品を例にして「公益性」を前面に押し出して論陣を張ったケルン市長ヴェーゼルの答弁に、もう少し耳を傾けてみよう。

「以前ケルン市参事会は鯀樽を廃棄処分にし、またいくつかの鯀樽には丸(バツ)印を付けさせたことがある。不良品取引が横行した折りに、上部ドイツ諸都市の市参事会が書簡を送り、事態の改善と商人の詐欺・損失の回避措置を講ずるように要請してきたことを、契機としてであった。その後ケルン市参事会は、それらの都市および御寛大なマインツ大司教閣下の了解のもと共同の利益 *gemeins besten* のために王冠型の焼き印をつけ、同時にケルン市場向けの鯀の荷物全てを、これまで行われてきた方法で荷詰めさせ、焼き印を付けさせるように命じた... そのような不正を回避し商人の利益を擁護し上記法令の遵守を徹底すべくケルン市参事会は、多額の出費のうえ適格な(十分知識をもつ)市参事会員経験者数名を低地諸邦に送り、ホルント、ゼーラントおよび沿岸諸都市と鯀の樽詰め場所、樽詰めに必要な塩の種類、鯀の漁獲時期の諸点につき協定を結んだ(1481年7月ブルグンド大公発布の鯀取引条例, HUB-10, 570-

13) 1497年10月ケルン当局の発布したシュターペル法令は、「ヴェントグート」の語を削除して対象品目を大幅に拡大したので、会談でも質疑応答の一つの焦点となった(Kuske-II, 735-7, 745-6)。ケルン市長は、その中身を「食料品と損傷しやすい財貨のすべて、例えば、湿気る前に販売すべき調理用の香辛料、一定の日数を経て傷みやすい鯀・燻製鯀・魚・バター・チーズなどの財貨が理解されている」(Ebenda. 746)と答えたが、ライン選帝諸侯の満足を得られなかったので、ケルン都市当局は1497年10月末の実態調査報告と同年11月4日付けの書簡を送り、最終的な解答を与えている(Ebenda. 751-7)。「あらゆる種類の魚、塩漬け魚、干し魚、樽詰め鯀、籠入り鯀、樽詰め・籠入りのラインフィッシュ・干鯀、塩漬け鯀、ウナギ、チョウザメ、イルカ、スズキ、燻製鯀、カレイ、舌ヒラメ、エイ、その他の塩漬け魚および食料品」(Ebenda. 755)と、各種の鮮魚・加工魚を中心とした食料品が挙げられている。

4)...そのような(鯨の)損傷・腐敗を隠した財貨が人手をへて上部ドイツや他の場所で取り引きされたとき、そしてその隠された損傷・腐敗を発見した人物が、その財貨を発見者の居住する都市やランダスヘルの(発給した)信頼できる証書を添えて、当該財貨の受取りと発送に当たった(ケルンの)委託(受託)商 wirt に送り返し、損害賠償を請求したとき、その委託商は営業を継続しようとする限り、請求に答えるべし」(Ebenda. 743-4)。

ここでは、ケルン当局が多大な出費と労力をかけて「公益」の維持に努めていた点に注意したい。財貨の消費地である上部ドイツ・マイン河流域からの苦情への対応として検査・検印の徹底、財貨の生産地への代表団派遣と品質保持のための協定締結、消費地における不良品発見時のケルン委託商による損害賠償義務の明記といった具合である。あるいは、クスケにならって複合的な経済政策としてのシュターペルのうち、「検査・規格化政策」が前景に出てきたと表現できるやもしれない。同じ答弁に際しケルン市長ヴェーゼルの「それらの財貨が消費される『利益共有地』gemeinre lande の利益と福祉のために(検査・検印を)行っている」(Ebenda. 745)と胸を張って発言できたのも、そうした実績に裏打ちされていることだし、逆に『利益共有地』内の周辺諸侯・都市がケルン・シュターペルを容認したのも、そうした状況を踏まえてのことであった。なお、この「利益共有地」の表現は都市ケルン発給の文書においてだけでなく、ランダスヘル発給の文書でも使用されているように、ケルン・周辺諸侯とも食料・飲料供給における一種の運命共同体的関係の形成を強く意識していたのである。一例を挙げれば、1481年ブルグンド大公マキシミアンが発布した鯨

条例は、ホラント・ゼーラント・フリースラントの漁夫・徴税官・運搬人に対し適正な塩柁の使用強制を設定した、その目的を「利益共有地域と商人の福祉のために」(HUB-X. 573)と明記している。

以上のような史料証言の概観は、15世紀後半ケルン・シュターペルが周辺諸侯・都市から広く容認される、その経済的条件を浮き彫りにした。以下、最近の研究成果から若干肉付けしながら、それをまとめておこう。

15世紀前半にケルンは低地諸邦・上部ドイツを結ぶ遠隔地商業の中継基地として食料・飲料を核とする必需品供給において「高次の分配機能」を担っていた。この分配機能は、上部ドイツ諸都市との「線状の関係」も含んではいるが、ライン選帝諸侯やユリヒ・ベルク・クレーフェ大公など周辺諸侯との関係に明らかなように、すでに「面状の関係の広がり」も見せていた。それを端的に表現するのが「利益共有地」であり、この用語は15世紀前半の穀物取引・流通税徴収関係の史料に初出し、やがて15世紀後半にはシュターペル関係の史料に急速に浸透してくる(別表-6を参照。穀物取引における利益共有地の形成に関しては、田北 1997c, 71-2を参照)。ちなみに、都市ケルンが「ファイラー・カウフ」と呼ばれる特別な安全護送条項を含む協定を結び、財貨の安定供給確保のために尽力したのも、およそ「利益共有地」内の諸侯であった。その意味から、ケレンベンツが、中世都市ケルンが西欧屈指の遠隔地商業拠点に成長する過程を概観した1968年論文において、「都市ケルンが目的意識的にシュターペル法を拡大している時代(15世紀)に、停滞や後退を論ずることは誤りであろう」(Kellenbenz 1968, 30)と述

べ、中継商業機能の拡充とシュターペル整備の対応関係に注意を促したことも、十分首肯できるのである。換言すれば、アントウェルペンを国際商業都市にまで押し上げつつ進行したヨーロッパ経済の再編成、とりわけ「ロンドン・アントウェルペン・ケルン・フランクフルト」商業幹線の台頭が、ケルン・シュターペルを「経済的・法的な完成」にまで押し上げたとも見なせよう(中澤 1993, 第1・2章)¹⁴⁾。

しかし、ケルンの中継商業機能の拡充とシュターペル整備の対応関係を指摘するだけでは十分でない。都市ケルンは多大な労力と莫大な費用を投じて「利益共有地」内に良質な生活物資を安定的に供給すべく苦心していたし、逆に、この多大な努力がクスケのいう「検査・規格化政策」の形をとりながら生産地・消費地の双方から高い評価を受ける原因となったからである。

ところで、中世後期ケルン・シュターペルの整備・拡充を、広域的な商業ネットワークの再編というグローバルな過程とだけ関連づけて考えることは、一面的にすぎる。クスケが、中世後期下ライン地方の4-5つの「経済地域」の台頭と関連して述べたように、生産の地域特化を受けた地域内商業の活性化も大きく働いていた(Kuske 1909, 302-10)。さらに、アントウェルペンと違って都市ケルンは多様な「輸出向手工業」をもち、手工業の発展——とくに、繊維・皮革・金属加工業の3部門の均衡した「賃労働

依存」型の手工業構造の顕在化——につれ、原料・中間製品の主要な供給地として近隣地域との関係を強めた点も看過できない。イルジグラーが15世紀末-16世紀初頭ケルンに伝来するアクチーゼ徴収記録の精緻な分析結果を中心地理論を援用して肉付けすることで、それをケルン「経済統一」論として再構成したことは、いろいろな機会に論じてきた(Irsigler 1979, 1982; 田北 1983, 1997a)。このケルン「経済統一」とは、前掲の表-3にまとめた通り、ケルンの有力な商人=問屋主と親方=問屋主の主導のもと周辺中小都市・農村との間に原料・中間製品の供給とその加工・再輸出を基軸関係として形成された有機的分業圏のことで、この時期下ライン地方の都市・農村双方で同時進行した「経済構造の転換」の焦点をなす最重要局面に位置づけられている。イルジグラーは、中世盛期の都市システムからの発展の断絶局面を意識しつつ、その特徴を次のように表現した。「H. アンマンが提唱した『経済統一』という意味での経済的な中心空間が形成されると同時に、周辺地は大都市の輸出産業の空間形成力、すなわち問屋制的関係と資金投下とを通じて、大中心地の手工業的な生産構造内に組み入れられ、それへの依存を余儀なくされた」(Irsigler 1983, 30)。

もっとも、この所説は、近年、ケルン・周辺地間の経済的紐帯として問屋制度以外にケルン規格・文書受容の重要性の確認、あるいは経済的諸制度との不可分な絡み合いの指摘など、一部修正を余儀なくされているが、この時期のケルン経済史研究にとっての貢献は否定しようもない(田北 1997c, 100-5)。そして、ケルン「経済統一」の形成にとって重要な役割を演じた制度の一つが、シュターペルに他ならなかった。

14) 低地諸邦南部・ケルン間の経済関係は南ドイツ商人の進出におかれて、15世紀を頂点に衰退したと広く考えられてきた。しかし、近年、15世紀末-16世紀初頭アントウェルペン・ケルン間の活発な交易関係の存続が検証されるなかで、通説は修正を余儀なくされている(Pohl 1971, 475-7; Ennen 1996, 87-91; 谷澤 1997)。このアントウェルペン・ケルン幹線の形成とケルン・シュターペルの拡充が、時代的に並進した事実に注目したい。

以下、その代表例として鉄シュターペルを取り上げよう（詳細は、田北 1988, 481-3）。

ケルンの鉄シュターペルの端緒は、15世紀初頭のマルツビュヘルの取引所に関する法令にまで遡及できる。第6・7項は、都市外での鉄の先買・買占禁止と、ケルンの対岸に位置し鍛造所が立地する都市ドイツとミュルハイムからの鉄の直接船積みの禁止を定めており、市場通過強制のための第一ステップと理解できるという（Gönnenwein 1939, 98: Stein-II, 188-9）。それが完成された体裁を整えてくるのは、1486年以降である。同年に再公布されたマルツビュヘルの取引所に関する法令には、新たに下記の3条項が盛り込まれており、それを通じて通過強制を軸に取引所への取引集中とケルン市民・住民による購入優先権を組み合わせた鉄シュターペルの骨格ができあがってくる。前記のドイツ・ミュルハイムをはじめとする鍛造所からの直接購入の全面禁止、ケルン市民・住民に対する3日間の購入優先権の付与、および取引所における購入優先順位の確定（鍛冶屋→ケルン市民・住民→余所者）の3条項が、それに当たる（Stein-II, 610-1）。

この鉄シュターペルは、15世紀末から16世紀半ばまで甲冑工ツunftの飛躍的發展にとり原料確保策として多大な寄与をしたことは間違いない。15世紀末に上記のマルツビュヘルの取引所が取引の繁忙を理由に、「鉄取引所」の異名をとるギェルツェニヒに移転された事実（Kuske 1913, 129）、あるいは15-16世紀交を境に甲冑工ツunft所有の財産高が急増する事実（田北 1988, 466-7）が、それを雄弁に物語っている。しかし、鉄シュターペルが正常に機能できた理由を法的強制に帰すことはできない。この時期ライン地方の製鉄技術の変化（水力の体系的利

用と間接法への移行）を基礎にした生産量の倍増、鉄・鉄板取引においてケルン商人・手工業者が果たした主導的役割（Irsigler 1979a, 156-216）、および火器の発達に対応した新型甲冑への転換とそれに伴う需要増加のような要因が、ケルン鉄シュターペルを下支えしていたからである。換言すれば、ケルンにおける繊維・皮革・金属部門間での隆替も含め、手工業の新たな展開と歩調を合わせながら「必需品確保策」としてのシュターペルは、再度その重要性を増してきたのである。

むすび

本論では、中・近世西欧都市の代表的な経済政策をなす「シュターペル」を取り上げ、とくに「ドイツ最古のシュターペル地」（Stein 1911, 188）都市ケルンの例に即して再解釈を試みた。このシュターペルは、「都市経済の最初期にあって商業政策の本質的部分をなす」（Henning 1971, 47）と表現されるように、西洋経済史において避けて通れない重要なテーマでありながら、過去半世紀間、正面から取り上げられることは、ほとんどなかった。その原因の一端は、1970年代以降都市史の研究手法として中心地理論が体系的に採用され、機能的観点が優勢になると反比例するかのように、シュターペルなど「流通関係の制度」は背景に押しやられたこと、あるいは、中心地理論の下敷きとなった費用・便益計算に基づく平板な経済理論がひとまとめに継承されて、その結果、流通関係の制度を財・サービスの自由なフローを阻害する「規制の体系」と理解する見方が定着して、俗説を再検討するだけの切迫した事情がなかったこと、に求められよう。しかし、このような研究史の欠落

が、今日まで「通過・販売・積替え」強制体系としてのシュターペル概念が独り歩きをする結果を招いてしまった。したがって、生まれながらにして、「自由に対する規制の体系」の刻印をおされ、資本主義の形成・発達にとっての阻害要因のレッテルをはられた点で、シュターペルの辿った運命は、ツンフトのそれによく似ている。このツンフト・手工業史の分野において過去四半世紀に古典学説の根本的再検討が進められ、地域的な動態像が追究されるに至った事実を鑑みると、シュターペルも新たな観点からの書き換えを待っているのである。

そこで I では、シュターペル研究に臨むさいの接近視角と問題の所在を明らかにするために、ゲンネンヴァインとクスケの古典的業績に立ち返り検討を加えた。そして、われわれが踏襲すべき重要な論点として次の 2 点を確認した。

第一に、「17世紀まではドイツ全土に共通なシュターペル法について語ることはできない」

(Gönnenwein 1939, 234) という史実認識から出発し、広範な地域差や「必需品確保、規格・検査、積替え」(Kuske 1939) からなる複合政策間での時代的な重心移動を追究する、いわば動的なシュターペル像構築の必要を再確認した。

第二に、シュターペルと流通税、市場・取引所・起重機、検査・検印、ツンフト・ギルド、アクチーゼなど他の経済関係の制度との密接な絡み合いを考慮する「制度連鎖」の観点である。それらは、シュターペルを核にした取引所への売買集中、アクチーゼ徴収、検査・検印、ツンフトの「介入権」のように、ある場合には相互に強め合い補完し合いながら、また別の場合には、「新設の流通税を撤廃して、シュターペル都市・商業都市にふさわしい状況で満足すべき」(Kuske-II, 545) という史料証言に明らかなよ

うに、相互に反発しながら発達してきた。流通に関わる制度に「自由に対する規制の体系」と同じレッテルを貼ってはならないのである。このように古典学説は、シュターペル概念をはじめから「通過・販売・積替え」強制体系と等置することなく、また皇帝・諸侯による特権発給という一度限りの法行為によって確立したと捉えることもなく、時代・地域による変化の諸相を追究して慎重な取り組みを見せていた。

他方、第一点とは対照的に、古典学説には克服すべき論点も含まれている。それは、13世紀北西ヨーロッパ全体にシュターペルが普及した要因の説明について当てはまる。13世紀の都市建設ラッシュとそれに伴う経済的存立基盤の狭隘化を強調するゲンネンヴァインの所説は、1970年代以降の都市史（西欧都市発達史における中世後期の占める位置づけの軌道修正）や経済史（中世後期の危機論の相対化と構造転換説の台頭）の研究動向に照らして再検討が必要だからである。

続く I-(3) では、上記のような俗説の独り歩きの例として最近の年市・大市研究を取り上げ、その検討から対象都市ケルンについて課題を絞り込んだ。すなわち、1259年ケルン大司教の特権追認をもってシュターペル確立の画期とみなす俗説が無批判に受容されたため、「ケルン・シュターペルが法的・経済的に完成してくる15世紀」(Gönnenwein 1939, 98) が、ケルン「経済統一体」と呼ばれる、ケルンを頂点に仰ぐ経済的な中心地システムの確立期と重なる事実は看過されてしまった。そこで、この経済システムの確立とシュターペル拡充の密接な相互関係の追究を課題に設定し、併せてその際の接近方法として拙著で提示した「経済システム・社会集団・制度」(田北 1997a, 1998) の三位一体図

式を踏襲することを指摘した。

IIでは、都市ケルンに伝来するシュターペル関係の史料を分析することで、動態的なシュターペル像の追究に進んだ。その際、上記の図式を逆方向（制度→社会集団→経済システム）から辿り、シュターペルが円滑に作用するための条件を探ることで接近を試みた。

II-(1)では、シュターペルが円滑に作動するための条件を探り、発給主が皇帝であれ諸侯であれ特権・文書は「黄門様の切り札、葵の御紋の印籠」の役割を演ずることはできないこと、したがって一度の特権発給をもってシュターペル確立を説く俗説は、受容できないこと、の2点を再確認した。次いで、それに不可欠な物的(取引所・市場・起重機など)・人的(検査・検印、計量、徴税、仲介商、運搬人など)条件を検討し、シュターペルの拡充と並行した施設・人員の整備を検出した。ただ、それもケルン・シュターペルに利害関心をもつ周辺諸侯・都市の合意・了解がなければ、本来の機能を発揮できず、その点は続くII-(2)で検討された。すなわち、1475年皇帝特権に基づき設置されたケルン流通税が全廃に追い込まれるまでの過程を辿り、ライン選帝諸侯・都市など直接の利害当事者からの猛反発が最大の原因となったことを明らかにした。裏返していえば、社会集団の合意・妥協がなければ、流通関係の制度は十全に機能できないのである。この点は、1489年ライン選帝諸侯の諸身分からケルン・ガッフェル宛に送られた書簡の中で流通税が拒否された、その反面、シュターペルは容認された事実から容易に読みとれるのである。

II-(3)では、それら「社会集団」からケルン・シュターペルが容認されるための経済的条件を追究し、ケルンが「利益共有地域(ゲマイン・

ラント)」と呼ばれる広域的範囲を対象に担う「高次の分配機能」の重要性を確認した。この分配機能は、「ロンドン・アントウェルペン・ケルン・フランクフルト」幹線に象徴される北西欧全体にまたがる遠隔地商業ネットワーク、中世後期下ライン地方における4-5の「経済地域」の浮上と並行した地域内商業の拡大、およびその中核部に位置するケルン空間における「経済統一体」形成と在地交易の活性化と、多元的な諸力の作用のもと著しく強化されてくる。そのような基礎の上で中継商業拠点のケルンは、消費地からの要請もうけて生産地に働きかけ「検査・規格化政策」を推進し、同時に繊維・皮革・金属加工の3部門均衡型の手工業構造が鮮明化するなか、それに必要な原料・中間製品を確保のため周辺地に作用して「必需品確保策」を展開した。

15世紀ケルン・シュターペルの拡充は、生産・流通双方における「上位の中心地」としての地位の確立と時期的に重なり合っており、逆にその圧倒的な経済力があつたからこそ、周辺諸侯・都市はケルン・シュターペルを容認したのである。ただ、その際ヒト・モノ・カネ・情報の流れの結節点に位置するケルンが、多大な労力・費用を投じて制度を整備し、また損害発生時には賠償責任を負うなど、努力を積み重ねていたことを忘れてはならない。角度を変えてD. C. ノースにならって、取引費用が節約できる限り周辺諸侯・都市はケルン・シュターペルを利用したと表現できるやもしれない。さらに、社会集団間の合意・妥協に加えシュターペルは、市場・取引所・起重機、各種の税・手数料体系、安全護送、ギルド、あるいは対外的な商業協定など、他の制度と不可分に結びついていた。制度連鎖の視点が不可欠な所以である。

以上のように、15世紀末ケルン・シュターペルは、ケルンを頂点に仰ぐ経済的な中心地システムの形成に対応し、同時に周辺諸侯・都市の広範な合意をえて確立したが、それだからといって1831年ライン航行法の制定によるシュターペル全廃まで、そのまま機能できたわけではない。16世紀後半ケルン甲冑工ツンプトは都市当局に送った苦情書の中で、次のように述べて、すでにシュターペルの動揺を示唆している。「本来、鉄は我々のところにだけ供給されるはずであるのに、残念ながら、都市ヴェーゼル、ドルステン、ノイスや他の場所の人々が低地諸邦・バルト海地域に鉄を送付する不正が横行していると、報告せざるを得ない。都市内で市民が誰でも自由意志に従って鉄の売買を行うことができれば、今後いっさい鉄不足は起こらない

であろうし、また都市ヴェーゼル、ドルステン、ノイスや他の場所の住民もケルンに鉄を買い求めにやってくるようになるだろうから、共同体全体の利益も促進されることになろう」(ZA-344, 67-8)¹⁵⁾。この時期の鉄不足の深刻化をもたらす最大の元凶として、手工業者はシュターペルの形骸化を挙げている。ゲンネンヴァインに従えば、シュターペルの発達史上の一大節目は、この領域国家の拡充期に当る16-17世紀と、自由主義的改革期の18-19世紀にあるという。この所説の当否も含め、そして「生き物」として大きな変化をとげる経済状況に対応し、同時に「社会集団」間の新たな合意に支えられて機能した「動的なシュターペル」像を追究することが、今後の課題となろう。

[九州大学経済学部教授]

15) 1541年10月7日付けの市参事会議事録は、鉄取扱い商人を召喚して、シュターペル迂回の時期・方法を追究するように決定しており、すでにこの時期鉄シュターペル問題が深刻化しつつあったことを、うかがわせている (Groten, M. (bearb.), *Beschlüsse des Rates der Stadt Köln 1320-1550*. Bd. 5, Düsseldorf 1990, S. 42)。

表-6 <ケルンシュターペルと積替え法に関する史料のうち「gemein gut, gemein land」の証言を含む例>

No.	年 月	史料分類	当事者	要 旨	典 拠
01	1430 Nov.	書簡(要請)	K・K大司教	ケニヒスドルフにラント平和維持費捻出のために設置された、荷車・馬の通行料の廃止要求→gl 「(商人が古い慣習以外に多様な負担を負わされている状況に鑑みると) die gemeyne lande des zo allen sijden mirkelichen schaden ind achetrdeile komen. 利益共有地はいつも多大な損害を被っている」	K-I, 277-8
02	1438 8. 17	書簡(要請)	K・ユリヒ/ベルク大公	ユリヒ・ベルク大公領内からの穀物禁輸措置の撤回要求→gl 「多大の労力・費用を投じて他の地方から穀物を購入せざるをえず, uns ind gemeynen land zo noetdorf我々および利益共有地が困難に陥る」	K-I, 322
03	1446 5. 18	書簡(返書)	K・ユリヒ/ベルク大公	大公の必要とするだけの穀物のケルン市場での購入・搬出要求への解答→gl 「(穀物の搬出制限策を敷いた理由) diesen gemeynen landen groiss verderflich achterdeil komen moichte, これら利益共有地が多大で壊滅的な不利益を被ると考えられるからである」	K-I, 386-7
04	1448 9. 18	書簡(返書)	ケルン・プリエーレ	ケルン ST 堅持の意志表示。共同の利益の為の公定 1. 搬入課により商人が多大な損害、「慣習の遵守」を要求 2. 仲介人の価格公定による「利ざや」減少の苦情と反論 「darby uns noit dryngen, dat anders vur ein gemein beste zo besorgen, 個々の商人の利益に加えて共同の利益も考慮せざるをえない」	K-I, 429-31
05	1454 3. 4	復讐断念状	シュバイエル・ケルン	シュバイエル市民のケルン ST 迂回他への制裁に対する復讐断念→gg	K-II, 69
06	1457 2. 11	ビール醸造法令	ケルン当局	「我らの市参事会は、都市ケルンと利益共有地 dir gemeyne lande とが、ビールの大量醸造のために、このところ異常な穀物高騰に見まわれている」→gl	K-II, 90-1
07	1461 8. 7	書簡(返書)	ケルン・K大司教	ケルン大司教からの ST 新設の苦情；ノイスで荷車から舟への積替え禁止はケルンの「古い法・慣習」の更新 「na alden herkomen, vryheiden ind privilegien unser stat der stapell van der gemeiner koipmanschaff bij uns gelacht, 我らの都市の古い慣習・自由・特権に従って、地域全体に必要な商品につき ST を設定し」	K-II, 124-5
08	1476	取引所・ST 法令	ケルン市参事会	魚の3日間の ST 義務, 夏場の取引所搬入義務, 塩や他の商品の積み替え禁止→gg 前書: 「魚取引に関する法が近年遵守されず, K シュターペルは損害を受け, 都市のアクチーゼ収入は減少し, 共同体の利益は壊滅的な打撃を被る」 §.1→3日間の販売強制, §.2→夏場の取引所搬入, ST の法的体制の整備	K-II, 369-79
09	1478	書簡(苦情)	ケルン・コブレツ他都市	低地諸邦から荷車で鯨をボンへ, そこから上流へ運び ST を迂回→gg 1476法令=No08が遵守されない実例; ポバルト, ピンゲン, マインツ, フランクフルト宛の警告の書簡	HUB-X, 457
10	1470 6. 15	書簡(苦情)	ケルン・低地諸邦都市	漁獲時期を守らぬ不良鯨の取引横行。ホールン, エンクフイゼン他の都市に苦情→gg 1. M 大司教, トリーア, ヴォルムス, シュバイエル, フランクフルト, ピンゲン宛の警告 2. マリア清めの祝日以降の漁獲鯨の加工・送付に伴う損害について。「daerbij in sich selfs selfs voll bloitz, unbequeme ind vergifftigt sij, gedruget werde, das sich nae aldem herkomen ind nae dem das gemeyn guet dairan groislich beschedigt, 鯨自体, 損傷したり, 腐敗したりして搬入されるので, 古い慣習と共同の利益が多大な損害を受けた」	HUB-IX, 666-8
11	1470 6. 15	書簡(苦情)	ケルン・低地諸邦都市	10)とほぼ同じ表現, 樽詰めの不正(中間部に不良品), アントウェルペン, プリエーレ他の都市→gg	HUB-IX, 668-9
12	1479 8. 2	書簡(苦情)	ケルン・低地諸邦都市	鯨の樽詰め・塩漬けでの不正横行。ドルトレヒト, プリエーレ他の都市は ST で処罰→gg 「dardurch der koufman ind gemein man tegen waifart des gemein nutz groitlich bedroigen ind geschedigt is, それによって商人・市民・領民は, 共同の利益のもつ福祉に反して欺かれて, 損害を受けた」	K-II, 408-9
13	1479 8. 2	書簡(苦情)	ケルン・ハーグ	12)とほぼ同じ表現, 魚不良品混入に関する苦情「商人と市民・領民 gemein man の欺瞞」→gg	K-II, 409-10
14	1480 6. 7	書簡	K 市参事会員・ケルン	アントウェルペン代表の「ケルン ST 遵守のためブルグント大公マキシミアンへの法令発布の依頼」提言→gg	K-II, 408
15	1481 7. 31	鯨取引条例	ブルグント大公	14)の提言への対応, 鯨樽・塩・樽詰め方法の厳格な規定→gl §.10; ホラント, ゼーラント, フリースラントの漁夫, 徴税官, 運搬人による適正な塩柙の使用義務。ティルクゼン, トーレン他の精製された塩のクアマイスター(都市役人)による検査。「tot welvaart van den gemeenen landen ende coopmanscip voirschreven. 利益共有地と商人の福祉のために決定した」	HUB-X, 570-4

16	1481 8. 13	書簡 (法令通達)	ケルン・コブレンツ他都市	鯀樽詰の不備。検査・検印の徹底のため新法令, トリーア, メッツ, ピンゲン, マインツ, ヴォルムス, シュバイエル, フランクフルト, ニュルンベルク, シュトラスブルク宛の通達→gg 「deme gemeinen gude zo nutze gesatz, 共同の利益に資するために制定」	K-II, 446
17	1487 10. 16	書簡 (苦情)	ライン選帝侯の諸身分	ケルン流通税徴収への苦情。「ST・商業都市」での繁栄で満足すべき→gg 「daby verderpenis der umbwoener oben, unden und neben uwers ufgesaczten nuen zolles, und gemeyne noitz ganz verdruckt, 貴兄らの設定した新流通税により上下流・流域の住民の生活が脅かされ, 共同の利益が損なわれている」	K-II, 544-5
18	1493 7. 24	書簡 (要請)	ケルン・ドルトレヒト他都市	1481年国王マキシミアン発布の法令遵守。証書提示・検査不備からSTに損害→gl 1. ロッテルダム, シーダム, デルフト, プリエーレ, プラウアースハーフェン, ツィリキゼー, フェーレ, フリシンゲン他に要請 「tot onderhoudenisse ende wailfart der gemeiner lande ende koipmanschaf, 利益共有地と商人を擁護し, 福祉を増進するために」	K-II, 665-7
19	1494 7. 7	書簡 (要求)	シュバイエル・ケルン	不良塩の樽詰め使用に起因する粗悪品横行; 漁獲期・塩漬け方法を含めて手検査徹底→gg 1. 鯀・塩漬魚の不正横行と聖ヤコブ祝日前の捕獲分の取引禁止 2. 「daryss das gemein gut, ouch der kaufmann und allermenglich, nit wenig schaden, そのこと (不良塩の使用・保管の不備) から共同の利益と商人や他の人々が, 少なからぬ損害を受け」	K-II, 680-1
20	1495 6. 23	協定文書	国王・ホラント都市・ケルン	ホラント都市・ケルンの鯀漁獲・樽詰め・塩品質・樽材の協定追認→gg	K-II, 697-702
21	1497	法令	ケルン	STの再建とアクチーゼ徴収の徹底のための発布→gg 「dardurch der stapel verdreven, der stat assijse intfirjnt ind eyn gemein guedt verderfflichen, そのこと (法の執行の問題) からはSTは崩壊し, 都市のアクチーゼは遠ざかり, 共同の利益が失われた」	S-II, 654-6
22	1497 Okt.	法令	ケルン	22) 法令の修正点の確認; Ventgut (湿り気を帯び傷み易い商品) 項目の削除→gg	K-II, 735-7
23	1497 10. 17/18	会議議事録	ケルン・ライン選帝諸侯	ケルン・ノイスのST抗争, 選帝諸侯の水上権侵害他, 詳細な質疑内容の記録→gl, gg 1. ST法令揭示の狙い「nyet alleine ire stat und burgeren, sunder ouch dem gansen Reinstroume und Overlande zo nutze, 彼らの都市・市民だけでなく, ライン流域と上部ドイツの利益となる」 2. 鯀検査「so hette sich der rat mit wissen derselver steidemouch unser gnedigsten heren van Maentz, und anderre me um gemeins besten, K市参事会は, それらの都市と御寛大なマインツ大司教様や他の多くの人々の了解をえ, 共同の利益のため (検印を付す)」 3. 魚・塩・油・バターの専門家による厳格な検査の狙い「allet zo nutz, uber und wailfart der ganzer gemeinre lande und plegen, die guedere verbruecht wurde, それらの財貨が消費される利益共有地域・場所の利益・福祉のために」	K-II, 740-9
24	1497 11. 4	書簡 (要請)	ケルン・ライン選帝諸侯	23)の補足説明; ケルンSTの狙い→gl 「wir doch unsers teils gar klein, mer alle uwer furstlichen gnaden landt, auch frij-und richsstede und alle oberlands kauflude mit uwren gnaden underthanen van solicher unser policien, gesetzen, ordenungen und fliszlicher ufsicht den mesiten nutz und walfart darvon haben, 我らの行うポリツァイ・制定法・法令や熱心な検査から我らは僅かばかりの利益を得るだけで, むしろ選帝諸侯閣下のお治めになるラント, 自由・帝国都市, 上部ドイツ商人や閣下の領民たちの方が, はるかに大きな利益を得るわけです」	K-II, 753-7
25	1500 11. 14	書簡 (事情説明)	ケルン・アントウェルペン	ケルン独自の検査・検印・樽詰め; アントウェルペンSTに抵触するが, マインツ大司教・シュバイエル他の要請→gg 「to groten achterdeil van der koupmanschaft und gemeiner walfart, 商人と共同の利益をおおいに損なう」	K-II, 814-5
26	um 1500	葡萄酒取引法令	K市参事会	共同体・商人・STに損害を与える旧法令の改正→gg §.97 「deme gemeinen guede murcklich schade ind achterdeil der wynkoufmanschaft ind dem stapel bracht hat, 葡萄酒検査官の不正が共同の利益に莫大な損害と葡萄酒商・STの損失をもたらした」	K-II, 826

<省略形: gg→共同利益, gl→利益共有地, K→ケルン, ST→シュターベル>

[注] 01)は流通税, 02), 03), 06)は穀物取引に関わる史料証言

[典拠] K→Kuske, HUB→Hansisches Urkundenbuch, S→Stein

表-7 「起重機」関係の史料一覧

No.	年 月	史料分類	発布(当事)者	要 旨	典 拠
1	c. 1370	法令		ザルツガッセの起重機, 毛織物・バルヘント他のアクチーゼ	Stein-II, 37-8
2	c. 1380	会計記録		起重機(4種類)と付属用具の一覧	Stein-II, 59
3	1382 7. 28	会計記録		起重機(使用料・アクチーゼ)の賃貸; 水曜日毎	Stein-II, 67
4	c. 1400	会計記録		起重機(4種類)と付属用具の一覧 * vgl. No. 2	Stein-II, 106
5	c. 1401	法令	R 任命の代表	葡萄酒アクチーゼ徴収の徹底; 起重機で証書発行	Stein-II, 132-5
6	1407	法令集	市参事会		Stein-II, 151-201
6/1				木材取引; 搬入地域毎に2つの起重機を指定	S. 181-2
6/2				アクチーゼと起重機の使用料, 起重機の請負人	S. 192-4
6/3				起重機と付属用具一覧	S. 194
7	1427	法令	R・44人委員会	余所者の葡萄酒の不正取引と起重機使用禁止	Stein-II, 234-5
8	1434	誓約状		起重機係の行うべき誓約内容; 起重機・道具管理	Stein-II, 269-70
9	1435 6. 22	R 決定	R	冗費の削減; 起重機係・補助者(3人)の俸給	Stein-II, 272-80
10	1446 6. 6	会計記録	レントマイスター	起重機係, 補助者の俸給	Stein-II, 322-3
11	1459	会計記録	R	起重機係・補助者の都市会計局への報告義務	Stein-II, 384
12	1462	R 決定	R	M. デュレンの起重機賃借継続願いと解答	Stein-II, 391-2
13	1468	会計記録	レントマイスター	起重機係・補助者の俸給	Stein-II, 439
14	nach 1469	会計記録	R 任命の委員	冗費の削減; 起重機での証書発行・葡萄酒巻上	Stein-II, 459-61
15	c. 1470	誓約状		起重機係の誓約内容; 起重機監視官 besienre	Stein-II, 488-90
16	1471 3. 4	R 法令	R	起重機係の証書作成・会計局への提出義務	Stein-II, 491-2
17	1471 9. 9	R 法令	R	起重機監視官(3人)の巡回義務	Stein-II, 494
18	1473 4. 21	法令	レントマイスター	私闘・戦乱時の巡礼船の監視強化; 起重機係	Stein-II, 500
19	1473 12. 9	R 法令	R	葡萄酒運搬人の荷車・運搬の独占禁止	Stein-II, 506
20	1475 8. 8	R 決定	R・44人委員会	起重機監視官(3人)の廃止	Stein-II, 535
21	1479 6. 17	誓約状		* vgl. No. 20 監視官の廃止にかかわらず記載	Stein-II, 566
22	1481 10/11月	改革要求	市民代表	起重機利用料の通過商業からの徴収, 俸給削減	Stein-II, 471-7
23	1486	法令	R	取引所(アルテンマルクト)の法令; 起重機からの運搬等	Stein-II, 596-622
24	1487 1. 26	法令	R	魚市場と起重機の補助者の仕事の地域割	Stein-II, 623
25	1487 8. 6	R 法令	R・44人委員会	起重機書記官の証書発行, 不在中の運転停止	Stein-II, 626-30

(略号) R → 市参事会